

行政改革大綱（抜粋）

2 組織等の見直し

(1) 組織機構の見直し

本市では、簡素で効率的な組織を目指し、平成 22 年度に都市計画部と都市整備部との統合、児童家庭部の新設、教育総務部の廃止など、複雑・多様化しつつ増大する行政需要に的確に対応した行政サービスを提供するため、組織機構の見直しを進めてきた。

その後も係の統合を中心に組織のスリム化に取り組んできたが、大規模な見直しから 5 年が経過しており、今後、ますます変化の速度を増すと考えられる行政需要に対応していくためには、組織の抜本的見直しや組織を有効に機能させる体制の整備を図る必要がある。

また、27 年度から実施される教育委員会制度の改革への組織的な対応についても検討する必要がある。

なお、附属機関については、16 年度に整理合理化を図ったところであるが、長期間、委員委嘱をしていない附属機関も存することから、再度、検証する必要がある。

また、教育委員会制度改革については、教育行政の政治的中立性、継続性及び安定性を確保するため、次の仕組みを構築することが重要である。

- ・教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱は、教育委員会が策定する基本方針に沿って策定する。
- ・総合教育会議の事務局は教育委員会事務局に置き、原案の作成等の協議題の調整を行う。
- ・総合教育会議において市長から調整・協議を申し出ることができる協議題及び協議事項は、予算等の首長の権限に関わる事項に限定する。